

発達障害

平成 17 (2005) 年に発達障害者支援法が施行され、9 年が経過しました。この間、障害者総合支援法、障害者基本法においても、発達障害が法の対象として明文化され、保健・医療・福祉、教育、就労などに関連する様々な機関による支援策が全国的に展開されるようになりました。

公衆衛生の領域においては、母子保健、精神保健における支援策を中心に、障害の早期発見・早期対応、医療や福祉サービスへのつなぎ、思春期における気づきと援助など、関係機関と連携しての幅広い取り組みが求められています。

特に、最近では思春期における精神保健分野での課題として、ひきこもり状態にある人の背景に確定診断前の発達障害を含む精神障害が隠れている可能性があり、教育現場と連携しての取り組みが重要視されています。

発達障害者への支援においては、障害者周囲の人々が障害を正しく理解し、支援を必要とする人の年齢や医学的診断、日常生活での適応状況など環境面にも十分配慮した上で、関係機関が連携して障害特性に応じた支援策を推進していくことが重要です。

そこで、本特集では、発達障害にかかわる様々な分野の専門家の方々に、それぞれの立場から、各分野の役割や関係機関との連携に関する現状と課題を中心に、発達障害者支援における公衆衛生分野への期待についてもご執筆いただくことにしました。



イラストレーション：ペドロ山下